

基 発 1128 第 7 号
平成 26 年 11 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）については、平成 26 年 6 月 25 日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発 0625 第 4 号をもって通達したところであるが、改正法において政令で定めることとしていた施行期日に関し、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 26 年政令第 325 号。以下「施行期日政令」という。）が平成 26 年 10 月 1 日に公布・施行されたところである。

また、改正法の施行に伴い、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 326 号。以下「整備政令」という。）が平成 26 年 10 月 1 日に、労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 131 号。以下「整備省令」という。）及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程等の一部を改正する告示（平成 26 年厚生労働省告示第 454 号。以下「整備告示」という。）が平成 26 年 11 月 28 日にそれぞれ公布され、いずれも平成 26 年 12 月 1 日に施行されることとなっている。

については、今回の改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第 1 改正の要点

I 施行期日政令関係

改正法の施行期日を平成 27 年 6 月 1 日とし、同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定（電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡等制限及び型式検定の対象に追加する規定、建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止する規定等関係）の施行期日を平成 26 年 12 月 1 日とし、同条第 3 号に掲げる規定（心理的な負担の程度を把握するための検査等に係る規定等関係）の

施行期日を平成 27 年 12 月 1 日としたこと。

なお、同条第 4 号に掲げる規定（化学物質の危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）の施行期日については、今後、別途定めることを予定していること。

II 整備政令関係

1、2 省略

- 3 1 及び 2 のほか、改正法による改正前の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「旧法」という。）第 88 条第 1 項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務が廃止されたことに伴い、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）について所要の規定の整備を行ったこと。

III 整備省令関係

1、2 省略

- 3 1 及び 2 のほか、改正法により旧法第 88 条第 1 項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務が廃止されることに伴い、以下の省令について所要の規定の整備を行ったこと。

- ① 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）
- ② 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- ③ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ④ クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- ⑤ ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）
- ⑥ 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）
- ⑦ 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）
- ⑧ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）
- ⑨ 厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）
- ⑩ 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ⑪ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）

IV 整備告示関係

省略

第2 整備省令に係る細部事項

1 労働安全衛生規則別表第7関係

旧法第88条第1項の規定に基づく届出の際に一定の書面、図面等を提出すべき機械等として整備省令による改正前の労働安全衛生規則別表第7の21の項に規定されていた放射線装置室、放射性物質取扱作業室及び放射性物質に係る貯蔵施設については、改正法による改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）第88条第1項の厚生労働省令で定める機械等に含まれないことから、別表第7から削除し、計画の届出を要しないものとしたこと。

2 機械等検定規則関係

省略

第3 関連通達について

改正法により旧法第88条第1項の規定による建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務が廃止され、旧法第88条第2項に規定していた内容が新法第88条第1項に規定されるとともに、旧法第88条第3項以下の規定が新法においては1項ずつ繰り上がることとなったところである。

このため、旧法第88条第1項に関してこれまでに発せられた通達については、旧法第88条第2項から第8項までにも関係するものであるという場合を除き、廃止するものとする。

また、旧法第88条第2項から第8項までの規定については改正法による改正の前後でその内容に変更はないものであることから、これらの規定に係る通達については、これらの規定を以下の表のとおり読み替えた上で適用するものとする。

なお、型式検定に係る通達については、別途改正等を行うこととするので、了知されたい。

(表)

読替前	読替後
第88条第2項	第88条第1項
第88条第3項	第88条第2項
第88条第4項	第88条第3項
第88条第5項	第88条第4項
第88条第6項	第88条第5項
第88条第7項	第88条第6項
第88条第8項	第88条第7項

様式第20号(第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名 称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所 在 地	電話 ()	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参 画 者 の 経 歴 の 概 要			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		工 事 落 成 予 定 年 月 日			

年 月 日

事業者 職 氏 名 ㊟

労働基準監督署長 殿
備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げ

る機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
 - ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鈹等にあつては焼結鈹、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
 - ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鈹の種類ごとに記入すること。
 - ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
 - 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
 - 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気的方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
 - 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
 - 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。